特別新事業開拓事業者の合の特別勘定取崩額の益 「20」＋「22」）

に改める。

別表三㈠の記載要領中「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に改める。

別表三㈠の㈠の記載要領中「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に、「同条第９項」を「同条第10項」に改める。

別表三㈠の㈡の記載要領第１号及び別表三㈠の㈡付表の記載要領中「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に、「第38条の４第44項」を「第38条の４第42項」に改める。

別表三㈢から別表三㈩までの書式中「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に改める。

別表四の表中

寄附金の損金不算入額 （別表十四（二）「24」又は「40」）

を

寄附金の損金不算入額 （別表十四（二）「26」又は「42」）

に、

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十（三）「43」）

を

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十（三）「47」）

に、

関西国際空港用地整備準等準備金積立額の損金算 （別表十二（十）「15」
特定事業活動として特別入額の損金算入額又は特

を

備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資入額 、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）
新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰別勘定取崩額の益金算入額 （別表十（七）「21」－「11」）

を

関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十）「15」又は別表十二（十一）「10」）
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 （別表十（七）「23」－「11」）

に改め、同表の記載要領第四号㈠中「㈦まで」を「㈥まで」に改め、同号㈦を削り、同第五号㈡中「第11項」を「第13項」に、「第15項」を「第17項」に改め、同第七号を次のように改める。

７　「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十（七）「23」－「11」）」　㊾　の欄の記載に当たつては、次によること。

㈠　「留保　②」の欄には、別表十（七）「25」の金額から同表「13」の金額を減算した金額を記載すること。

㈡　「社外流出　③」の欄には、別表十（七）「24」の金額から同表「12」の金額を減算した金額を記載すること。

別表六㈠の記載要領第１号中「「特別措置法」を「「復興財確法」に改め、「適用する場合」の次に「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第69号。次号において「特別措置法」という。）第５条の31第２項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により防衛特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合」を加え、同第11号中「特別措置法」を「復興財確法」に、「には、」を「には」に改め、「復興特別所得税の額を」の次に「、特別措置法第５条の31第２項の規定の適用がある場合には同項の規定により所得税の額とみなされる防衛特別所得税の額を、それぞれ」を加える。

別表六㈤の㈠の記載要領第１号中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に、「第33条第１項（復興特別所得税」を「第５条の31第１項（防衛特別所得税」に改め、同第11号中「第33条第１項」を「第５条の31第１項」に改める。

別表六㈨の表を次のように改める。